

議案第45号

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月4日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

逗子市職員の退職手当に関する条例（昭和28年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「その者の都合により退職した者（第11条第1項各号に掲げる者を含む。）」を「その者の都合により退職した者（第11条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第5条の8第4項において「自己都合等退職者」という。）」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第5条の8第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成26年法律第107号）の施行に伴い、退職手当の調整額が改定されたことから、本市一般職職員の退職手当について改正の要あるため提案する。